

2016年5月13日

各位

会社名 大塚ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 樋口 達夫  
(コード番号：4578 東証一部)  
問合せ先 IR部長 小暮 雄二  
(TEL 03-6361-7411)

### 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役に対して、業績達成条件を付した株式報酬型ストックオプションとして下記の内容の新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行する理由

中長期的な業績と企業価値の持続的な向上への貢献を一層高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役に対し、中期インセンティブプラン（以下「本中期インセンティブプラン」という。）として、業績達成条件を付した株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです\*1。

なお、発行する新株予約権のうち最終的に行使可能となる新株予約権の個数は、2018 年度を最終年度とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）の達成度等に応じて変動し、その変動割合は、割当ての各対象者の役職ごとに定められる新株予約権の基準個数\*2 に対し、40%から 160%までとなります\*3

\*1 本中期経営計画進行中である 2018 年 12 月末までの間において新株予約権を付与するのは 1 回のみであり、本中期経営計画の進行中に同様の新株予約権を追加発行する予定はありません。当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して当該新株予約権を付与するにあたり、付与する日が属する事業年度の報酬枠として「年額 12 億円の範囲内」という上限を設けておりますが、付与される新株予約権は、本中期経営計画終了までの 3 年間に対する本中期経営計画の達成度等に応じた中期インセンティブと位置付けております。なお、今回、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して付与する当該新株予約権の払込金額の総額は、10 億円程度となる見込みです。

\*2 「【ご参考】」記載の算定式により算出される個数となります。

\*3 本中期インセンティブプランでは、割当ての各対象者の役職ごとに行使可能な新株予約権を算定するための基準個数を定め、そのうち、40%相当分を「固定分」とし、対象期間の最終年度の経過によって一括行使を可能とし、残りの

60%相当分は「業績連動分」とし、2018年12月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度を踏まえた上で、行使可能となる新株予約権の個数が確定する仕組み（目標額の達成度が200%以上の場合には200%、目標額の達成度が80%以下の場合には0%とする。）としています。これにより、割当ての各対象者の役職ごとの行使可能上限個数は、それぞれの基準個数の160%となります。

## II. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く。）	6名	8,100個
当社子会社の取締役	3名	4,050個

## III. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の名称

大塚ホールディングス株式会社第5回新株予約権

### 2. 新株予約権の数

12,150個とする（新株予約権1個当たりの目的である株式の数100株\*4。但し、下記3（1）に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の数をもって発行する新株予約権の数とする。

\*4 割当て対象となる当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役（以下、総称して「割当対象者」という。）に対して割り当てる新株予約権のそれぞれの個数は、2018年12月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度及び対象期間中に各割当対象者の役職が変動する場合に備え、各割当対象者の割当時点での役職に関わらず、最高の業績を達成した場合に、最高位の役職にある者が行使することができる新株予約権の個数（理論的な最大数）と同数としております。

また、12,150個のうち、当社の取締役6名（社外取締役を除く。）に割り当てられる新株予約権の合計は8,100個であり、そのうち、当社の取締役6名（社外取締役を除く。）が最終的に行使することができる新株予約権の個数の合計数については、全体として上限を設けることを予定しております。具体的には、当社の取締役6名（社外取締役を除く。）については、原則として、割当日現在の業務執行体制（同日現在の役職及び当該役職に就く者の数）が維持され、かつ最高の業績を達成した場合において、各役職に就いている割当対象者が行使することができる新株予約権の個数を合計した数を上限とすることを想定しており、その上限個数を超えた場合は、超過部分については、その保有にかかる新株予約権を行使できない旨の条件を、当社及び当該割当対象者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定めます。

設定する行使可能な新株予約権の総個数の上限は、当該6名が、現役職を引き続き3年間継続することを前提とし、かつ業績連動分について、業績目標額の達成度が200%以上となった場合に行使することができる新株予約権の数をベースとしており、その個数は3,400個（目的である株式の数34万株）の範囲内で設定する見込みです。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,215,000 株とする。

但し、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。

行使価額は、1円とする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

2019年3月1日から2021年2月28日まで。

#### (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### (6) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が下記（7）により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、保有する新株予約権の行使の時点において、割当日において有していた当社又は当社子会社の取締役の地位を継続して有していなければならない。但し、以下の各号に定める事由に基づく場合で、かつ、当社取締役会で認める場合はこの限りではない。
  - a 新株予約権者が任期満了により割当日において有していた地位である当社又は当社子会社の取締役を退任した場合
  - b 新株予約権者が会社都合により割当日において有していた地位である当社又は当社子会社の取締役の地位を離れた場合
- ② 新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役会の事前の承諾なくして、他社の役職員に就任し、若しくは就任することを承諾した場合又は当社若しくは当社の子会社の事業と直接的若しくは間接的に競合する事業を営んだ場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者に法令又は当社若しくは当社の子会社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- ④ 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができないものとする。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ⑥ 新株予約権の1個を分割して行使することはできない。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (8) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（1）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記（3）に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（4）に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記（6）及び（7）の定めに従って、組織再編行為の際に当社取締役会で定める。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出する1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額を払込金額とする。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に係る払込債務を相殺するものとする。なお、上記の方法により算出される払込金額は、新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

5. 新株予約権の割当日

2016年5月31日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2016年5月31日

以上

## 【ご参考】

割当対象者が、割当てを受けた新株予約権のうち、行使することができる新株予約権の個数は、以下に従って算出される数となります。

### (基準個数の算定式)

基準金額÷割当日の前日（当日に終値がない場合には、その日に先立つ直近日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値÷100

※ 少数点以下の端数は切捨

※ 基準金額の水準は、職務遂行の内容や責任及び基本報酬（月額報酬）のバランスを考慮して決定する。

### (行使可能個数の算定式)

本中期インセンティブプランでは、各割当対象者の基準個数のうち、40%相当分を「固定分」とし、対象期間の最終年度の経過によって一括行使を可能とし、残りの60%相当分は「業績連動分」とし、本中期インセンティブプランの導入時に設定する2018年12月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度を踏まえた上で、行使可能となる新株予約権の個数が確定する仕組みとする。

基準個数×40%(固定部分)+基準個数×60%(変動部分)×業績連動係数

※ 少数点以下の端数は切捨

※ 業績連動係数は、本中期インセンティブプランの導入時に設定された2018年12月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度に基づき、0～200%の範囲で決定する。

(但し、業績連動係数は、目標額の達成度が200%以上の場合には200%、目標額の達成度が80%以下の場合には0%とする。)